

確定申告の対象者（例）

- ・ 個人事業主としての収入がある方（保険の外交員など）
- ・ 家賃や地代などの不動産収入がある方
- ・ 給与所得者で
 - ① 給与収入が2千万円を超える方
 - ② 給与所得、退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
 - ③ 給与を2カ所以上からもらっている方
 - ④ 会社を退職したことにより、年末調整を行っていない方
 - ⑤ 年末調整に含まれていない各種控除を追加する方
- ・ 公的年金等の収入金額が400万円を超える方、または400万円以下であっても、他の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・ 住宅借入金等特別控除を受ける方（新築1年目など）
- ・ 医療費控除を受ける方（領収書の添付または提示による医療費控除の申告はできません。「医療費控除の明細書」の作成が必要です。）

市役所・本納公民館（ほのおか館）で受付できないもの

- ・ 青色申告 ・ 災害などによる雑損控除 ・ 公共事業以外の土地・建物の譲渡 ・ 株式などの譲渡
- ・ 贈与税・相続税の申告 ・ 消費税の申告 ・ 過年分（令和元年分以前）の確定申告
- ・ その他複雑な申告相談

市民税・県民税申告の対象者（例）

今年の1月1日現在、市内に居住し、次に該当する方

- ・ 給与所得者で会社から市役所へ給与支払報告書が提出されていない方
 - ・ 事業所得者などで所得税及び復興特別所得税が掛からない方
 - ・ 給与等の支払いを受けていて、他の所得金額の合計額が20万円以下の方
 - ・ 扶養になっている方で、パートや内職などの収入がある方
 - ・ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得金額の合計額が20万円以下の方、または扶養などの各種控除の申告が必要な方
- ※ 収入のない方でも、国民健康保険税や後期高齢者医療制度の保険料の軽減措置、税関係証明書の発行、各種福祉関係の所得判定などの基礎資料となるため、必ず申告してください。

便利で簡単！国税庁ホームページから

確定申告書 を作成

および **提出** できます

e-Tax!!

e-Taxを利用するとこんなにいいこと！

○添付書類の提出省略

○還付がスピーディー

○24時間受付可能

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



国税庁 申告



納税は便利な口座振替で

所得税及び復興特別所得税の納税は、便利な口座振替をお勧めします。

◆口座振替日 4月19日

◆提出先・期限

茂原税務署または金融機関

3月15日

◆納付期限（口座振替以外）

3月15日

◆青色申告会による税務相談

◆期間

2月8日～3月12日

9時～15時

（土日・休日を除く）

◆場所

茂原青色申告会館

（茂原市道表12）

※完全予約制

茂原税務署管内青色申告会

☎ 1273

税理士による無料申告相談

◆期間

2月8日～15日

9時～16時

（受付は15時まで。土日・休日を除く）

◆場所

茂原税務署2階会議室

※市役所では実施しません。

茂原税務署（個人課税部門）

☎ 2166